

会計の役割

——受託責任かそれとも情報提供か——

渡 邊 泉

はじめに

会計の役割には、従来、管理計算機能すなわち財産保全機能（管理中心主義）と価値計算機能すなわち損益計算機能（決算中心主義）の二つがあると言われてきた¹⁾。しかし、1960年代以降になると、利害調整機能と情報提供機能の二つが挙げられてきた。とりわけ、1980年代後半から登場する意思決定有用性アプローチの下では、ともすれば提供する情報の信憑性が二の次になり、役に立てばそれで良い、有用でありさえればそれがすべてに優先するといった風潮が支配的になる状況を生み出してきた。

このような行き過ぎた有用性への見直しからか、近年 IFRS や IASB あるいは AAA の一部の研究者を中心に、情報提供機能と並んで、資本主への受託責任（スチュワードシップ 会計責任）を果たす役割の重要性が再認識されてくる。明確に説明責任が果たせる情報こそが真に有用な情報になるという考えである。会計の役割は、単なる意思決定に有用な情報を提供することだけではなく、経営者が株主に説明責任を果たすことのできる受託責任にあり、この役割を忘れては、会計は、存立しないというのである。

受託責任の取り扱いに関しては、国際財務報告計基準（IFRS）の2006年以前と以降において、またアメリカ財務会計基準審議会（FASB）とアメリカ会計学会（AAA）のもとに設置されているアメリカ財務会計基準委員会（FASC）の昨今の動向と2010年以降にIFRSによって新たに公表された概念フレームワークでの基本的な考え方の間に、微妙な差異が生じてきている²⁾。

こうした国際状況のもとで、わが国においても、会計の役割が実際に資本を運用する経営者（受託者）の株主（委託者）に対する受託責任（会計責任）の遂行にあるのか、それとも将来株主を含めた株主への意思決定に有用な情報の提供にあるのかが議論されている。すなわち、会計の役割として、受託責任機能と情報提供機能の二つが互いの立場から主張し合っているように見受けられる。

本稿では、近年とみに登場してくる受託責任概念の分析を通して、会計の本来的な役割

1) 岩田 [1955] 8-9 頁。

2) 岩崎 [2015] 69, 71頁。AAA は、2004年7月に FASB の財務報告の概念フレームワークで提唱された有用性一辺倒の考え方に批判的な分析を公表し、さらに2010年9月には IASB の概念フレームワーク対してもその問題点を指摘し、新たなモデルを提案しているという（岩崎 [2015] 67頁）。

がどこにあるのかを再検討していくことにする。

1. 通説による会計の役割とその問題点

受託責任機能とは、経営者が株主に対して自己の経営責任を果たすために、これまでの結果に関する説明責任を果たすことであり、情報提供機能とは、経営者が株主の投資意思決定に有用な情報を提供することである。いずれも情報提供という点では、両者の間に本質的な違いはない。あえて相違を指摘すれば、受託責任という場合は過去ないしは現在情報を指し、情報提供という場合は未来情報を指しているということが出来るのかも知れない。しかし、受託責任の履行も有用な情報提供も異なった二つの役割ではなく、両者とも同じ情報提供機能の中に包括され、提供する情報に対する重点の置き方、ないしは情報の質の相違によって区別されるだけである。情報提供という視点からは同じ範疇に区分される。両者の違いは、単に提供する情報の目的、あるいは力点の相違にあるに過ぎない。

提供する情報の信頼性を第一とするか、それとも株主への有用性を第一とするかによって、情報提供機能が二つに分けられるだけのことである。決して、受託責任機能は、情報提供機能と対峙する役割を担ったものと位置づけるのは、理に適っているとは言えないのである。したがって、会計の役割は、厳密に捉えるならば、損益計算機能と情報提供機能の二つに分類され、その上で、後者をさらに受託責任を果たすための信頼性を基軸にした情報提供機能と有用性を基軸に据えた情報提供機能の二つに分類するのが妥当である（図表1を参照）。より厳密には、会計の根源的な役割は、あくまでも損益計算にある。

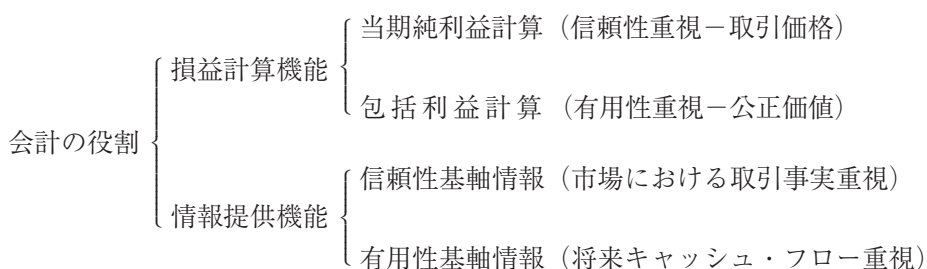
今日の会計の歴史研究は、その利益計算構造を支えている複式簿記の誕生をもって出発点となしている。人智が生んだ最高傑作の一つである複式簿記は、13世紀初頭に発生し、ほぼ100年の時を経て、利益計算の技法として完成した。すなわち、血族を否定し第三者間で期間を定めて結成されたフィレンツェの組合（期間組合）の出現が、単なる債権債務の備忘録であった複式簿記を利益分配の必要性によって損益計算のための記録システムへと昇華させていく。

実地棚卸によってピランチオで利益を求め、その利益の正確性を検証するために、継続記録にもとづく集合損益勘定で証明することによって成立したのが複式簿記である。したがって、会計の本来の第1義的機能は、継続記録にもとづく損益計算であり、情報提供機能は、そこで算出された利益情報を利害関係者に提供するところにある。

したがって、この情報提供というのは、あくまでも損益計算に伴う2次的な役割といえる。そこで提供される情報としての利益をどのような利益となすべきかによって、その役割が大きく異なってくる。情報提供機能は、株主に対して受託責任の果たせる情報を提供するのかそれとも投資意思決定に有用な情報を提供するのかによって、信頼性基軸情報提供機能と有用性基軸情報提供機能の二つに分類することができる（図表1）。

本章では、これらの点を踏まえ、近年とみに主張される受託責任機能と情報提供機能との関連を詳らかにし、会計の本来の役割について再検討することにしたい。

【図表 1】 会計の役割の分類



2. 受託責任思考の原点

現存する最古の勘定記録は、1211年のボローニアの定期市でフィレンツェの一銀行家とその貸付先との取引を記録した勘定記録であるのは、良く知られているところである。貸付をした銀行、すなわち取引の主体が貸主（貸方）であり、お金を借りた客体が借主（借方）になる。リトルトンは、この借方（de dare=must give=debitor）と貸方（de avere=must have=creditor）の考え方を資本の委託者（所有主）と受託者（代理人）の関係に置き換え、この代理人と所有主の単なる受託責任関係がやがて資本を媒体にして複式簿記に発展していくと考えた³⁾。

この複式簿記の生成に関するリトルトンの考えは、「完全な簿記が成立するためには、均衡性と二重性以外にさらに別の要素が加わらなければならない。この追加されるべき要素とは、いうまでもなく、資本主関係 Proprietorship—すなわち、所属財貨に対する直接的所有権と発生した収益に対する直接的要求権—である。この要素を欠くときは、勘定記入（帳簿記入）は、たんに相互に対応する記入の内容を要約してこれを適切な形式にまとめるということにすぎなくなる」⁴⁾ というのである。「このような利潤計算こそが完全な体系的な簿記の職分であったのである。人はそれを複式簿記と呼」⁵⁾ んだと述べている。

問題は、片野訳では、リトルトンのプロプライエタリーシップを資本主関係と訳出したことにある。すなわち、この資本主関係という訳語が複式簿記の生成要因としてではなく、会計の役割としての受託責任関係を主張する根拠になったところに今日の混乱の出発点があるのではなからうか。リトルトンが言うプロプライエタリーシップは、複式簿記の生成要因として資本、すなわち利益計算の根幹としてあげたのであって、受託責任そのものを複式簿記の生成としたのではない。資本主関係という用語から連想されるのは、出資主（資本抛出者＝株主＝委託者）と経営者（資本運用者＝代理人＝受託者）の関係であり、最終的には経営者が資本主に会計責任を果たす必要性が想定されるからである。もちろん、受託責任あるいは会計責任を果たすことは、会計成立の原点である信頼性を考慮する時、極めて重要な要素であることに変わりはない。

3) Littleton [1966], p. 13. 片野訳 [1978] 45, 70-71頁。

4) Littleton [1966], p. 26. 片野訳 [1978] 45頁。

5) Littleton [1966], p. 27. 片野訳 [1978] 45頁。

しかし、会計にとって受託責任が重要であることと複式簿記の生成要因が受託責任にあるというのは、別の次元の話である。会計の利益計算を支える計算構造としての複式簿記の第1義的な役割は、何よりも損益計算にある。聖書の言葉ではないが、「初めに損益計算ありき」である。確定した利益を株主に提供する情報提供機能は、2次的な役割と言える。提供された利益が信頼できる利益であるのか否か、あるいは有用であるかの否かは、損益計算の後から生じてくる問題なのである。

リトルトン⁶⁾は、先の説明のすぐ後で、プロパライアターシップを「所属財貨に対する直接的所有権と発生した収益に対する直接的要求権である」と説明している。すなわち、彼の主張するプロパライアターシップは、所属財貨に対する所有権、資本の所有関係である。換言すれば資本の提供者が持つ利益の所有権、すなわち利益に対する直接的な請求権を指している。

それにもかかわらず、プロパライアターシップを資本主関係と訳出したため、後年、訳語によって生じる混乱から、資本主と代理人との関係、すなわち代理人の資本主への説明責任の重要性がクローズアップされ、スチュワードシップと相まって、複式簿記の生成要因と関係づけて、後年、会計の基本的な役割として、受託責任の重要性が強調されるに至ったものと思われる。会計報告書に対して説明責任を持つこと、すなわち受託責任を果たすことが重要であるのは、言うまでもないことである。しかし、複式簿記を誕生させた生成要因にこの受託責任を持ってくるのは、いささか論理の飛躍というか混同があるように思われる。

近年しばしば国際財務報告基準（IFRS）やAAAの財務会計基準委員会（FASC）によって主張される受託責任会計という考えは、リトルトンが複式簿記の生成過程の分析にあたり、複式簿記生成以前の12世紀初めにイギリスで登場する荘園会計（あるいは倉庫会計）におけるチャージ（責任の受託）とディスチャージ（責任の履行）の関係に由来している。すなわち、受託者としての財産管理人と委託者としての荘園領主の間に生じる財産の管理・運用に対する説明責任に由来した考え方である。必ずしも今日のように、受託者（経営者）が委託者（株主）に対して、複式簿記による損益計算の結果についての会計責任を果たすために行う報告行為ではない。

リトルトン⁷⁾は、このチャージ、ディスチャージの考えを経営受託制度（managerial stewardship）として捉え、複式簿記（proprietary bookkeeping）に先立つ代理人簿記（agency bookkeeping）の段階で生じてくる考え方であると説明している。この代理人簿記に資本という考え方（損益計算）が導入された時に、単なる債権債務の備忘録が資本の増減計算を基軸にした複式簿記へと発展していくと考えたのがリトルトンである。今日の受託責任会計思考の原点がここにある。

イギリスにおける最古の勘定記録は、1130年頃に今日の財務省にあたるエクステッカー

6) Littleton [1966], p. 13. 片野訳 [1978] 45頁。

7) Littleton [1967], p. 79-82. 大塚訳 [1966] 115-120頁。

(王室会計局)が領主に支払うべき地代や租税等を記載した一種の帳簿であると言われて⁸⁾いる。また時として、イギリスにおける荘園会計で用いられた「チャージ・デイスチャージ報告書」が複式簿記の萌芽の形態であると見なされることもある。しかし、これはあくまでも荘園領主に対してその管財人が自らの説明責任を果たすために、責任の受託と責任の履行を説明した報告書に過ぎない。決して、複式簿記にもとづく会計記録ではない。なぜなら、すでに述べたように、複式簿記は、資本勘定を頂点にした勘定間の閉ざされた体系的組織が形成されて初めて成立する損益計算のための計算技法であるからである。例え二面的に捉えたとしても、単なる財産の管理記録と複式簿記は異なる。

チャットフィールドも述べているように、このチャージ・デイスチャージ報告書は、責任の受託と履行に関する代理人の報告書であり、「15世紀のスコットランドにおいて政府の会計官が不動産会計で使用し展開され、それをイギリスの荘園 steward が採用した [もの]」のであり、管財人が広く用いるようになったのはそれから300年も後のことである⁹⁾。

責任の受託とその履行といった二つの側面から記載された報告書という単純な理由から、これに複式簿記の原初形態と見なす解釈も一部には見られるが、そのような考えは、誤りと言わざるを得ない。「我々は中世の簿記に事実以上のものを求めすぎているのかもしれない。会計の継続性、比較可能性の如き現代の条理は、[当時のチャージ、デイスチャージ報告書のなかには]ほとんど存在していなかった」¹⁰⁾といえるからである。

リトルトン¹¹⁾は、スチュワードシップを経営受託制度として捉えた。しかし、IASB や IASC の概念フレームワークで述べられているスチュワードシップという概念は、取得原価を擁護する立場の人たちからは、受託した資本を管理し保全する責任を有する概念として捉えられている。他方、公正価値を擁護する立場に立つ論者からは、単に受託した資本を管理し保全する責任を有するだけに止まらず、受託資本を効率的に活用する運用責任をも有した概念として捉えられている¹¹⁾。

このように見てくると、資本の受託者(経営者)が委託者(株主)に対して会計責任を有しているのは自明であるとしても、そこでの受託責任が実質的には、単なる財産の管理保全責任なのか、それともその管理運用にまで及ぶ責任なのか、二通りの解釈がなされている。その結果、いくつかの混乱が生じてきている。この混乱を避けるためには、まず初めに、受託責任なる用語を概念的に明確にしておくことが重要になると考え、私は、会計上の説明責任を会計責任と受託責任に分けてみた(図表2)。

ここにおける会計責任は、図表1で示したように、情報提供機能のうちの信頼性を基軸に据えた情報提供(市場における取引事実を重視した情報)に伴う説明責任であり、それに対して、受託責任は、有用性を基軸に据えた情報提供(将来キャッシュ・フローを重視した情報)を遂行するための役割である。有用性は、時として信頼性と相入れないことも

8) Chatfield [1974], p. 21. 津田, 加藤訳 [1978] 25頁。

9) Chatfield [1974], p. 25. 津田, 加藤訳 [1978] 31頁。

10) Chatfield [1974], p. 28. 津田, 加藤訳 [1978] 34頁。

11) この点に関して、徳賀芳弘氏からメールで貴重な指摘を受けた。

生じてくる。そのため、受託責任と会計責任もまた、その役割を異にすることがある。

一般に、アカウンタビリティは、説明責任と邦訳されている。この時の説明責任とは、必ずしも会計上の説明責任を指すだけではなく、ある特定の行為に対して何故このような行動を取ったか、何故このような決断をしたのかについて、行為者が社会やそれによって影響を受ける特定の対象に対して責任ある説明を果たすことである。必ずしも会計上の責任を果たすための説明行為だけではない。したがって、同じくアカウンタビリティと呼んだとしても、一般的に用いられる説明責任と中でも特に会計上の説明責任（これを会計責任と呼ぶ）という時は、両者は、別のものとして考える必要がある。それ故、われわれが説明責任という概念を使用するにあたっては、特に会計上の説明責任を果たす時は、一般的に用いられる説明責任と区別して、会計責任と呼ぶのが好ましい。

【図表2】 会計上の責任の分類

会計上の説明責任	アカウンタビリティ	会計責任：受託資本の管理保全に対する説明責任：取得原価
	ステewardシップ	受託責任：受託資本の管理運用に対する説明責任：公正価値

会計を誕生させたそもそもの原点が信頼性にあることを考えると、会計上の説明責任を果たすための情報の提供、責任の持てる信頼されうる情報こそが意思決定にとっても真に有用な情報になるはずである。近年のIASBやFASBの提唱する猫の目のように変わる概念フレームワークに惑わされることなく、しっかりと会計の本来の機能、すなわち信頼性を基軸に据えた情報提供機能を重視することが重要である。

受託責任と説明責任に関して、岩崎勇は、『受託責任』(stewardship)という場合には、主に英国等を中心として受託した(chargeされた)財に対して、管理者(経営者)としての忠実義務と善管注意義務をどのように果たしたのかの顛末を、財務諸表を作成・表示(必要により監査を受けて)することにより果たす(discharge)もののことであり、その視点は本来あくまでも財務諸表の作成者の側にある。他方、これに類似する概念として、『会計責任ないしは説明責任』(accountability)という用語があるが、これは主に米国等を中心として使われるもので、受託責任とほぼ同様の意味に使われているが、忠実義務と善管注意義務の観念が、受託責任と比較して、それほど強くないこともある¹²⁾と両者の相違を述べている。ただしここでは、会計責任と説明責任は、ほぼ同義に使われている。

しかし、受託責任の視点が財務諸表の作成者側にあり、説明責任の視点が必ずしもそうではないかとも受け取れる氏の解釈の根拠がどこにあるのかに関しては、いささか疑問が残る。ここで論じられている受託責任の視点が作成者側にあるのであれば、説明責任を果たすための会計責任もまた作成者側に在ることになる。いずれも、委託者に対する受託者への説明責任という点では、両者に本質的な相違はないのではなかろうか。

12) 岩崎 [2015] 83頁。

3. 国際会計基準とリトルトンのスチュワードシップの違い

スチュワードシップという概念は、先に述べたように、リトルトンが複式簿記の生成に先立つ代理人会計の説明の際に用いた概念である。12, 3世紀イギリスの荘園会計において、荘園の領主が財産管理人に対して、自己の領地の財産保全と管理運用に関するすべてを委託したそのあり様を示した概念、すなわち財産管理人の職を指している。したがって、スチュワードシップというのは、本来、受託したすべての財産ないしは資本の単なる管理保全を示す言葉ではなく、それに加えて管理運用にまで及ぶ広い意味を含んだ概念である。イギリスにおける中世の国王領主や貴族の仕事は主に戦であり、一般的に言って、自らが自己の財産や資金を管理・運用することはない。そのため、財産や資金を増殖させるのは、財産管理人や執事の役割であった。したがって、彼らは必要に応じて国王や領主に自らの説明責任を果たすために、報告書を作成したのである。

国際会計基準委員会（IASB）ないしは国際会計基準審議会（IASB）やアメリカ財務会計基準審議会（FASB）は、このスチュワードシップを、先の用法に習い、単なる受託した財産の管理保全だけに止まらずその運用についても責任を持つという意味で捉えている。運用と言うことになれば、必然的に、単なる過去情報だけではなく未来情報も含まれることになる。将来の予測計算を含む説明責任という点において、委託された財産の管理保全を第1とする伝統的なアカウンタビリティとは異なるところである。

近年の有用性を重視するIFRSやFASBの立場では、同じく会計が果たすべき責任という場合においても、伝統的な財産の保安全管理に責任を負うというだけに止まらず、さらにその運用にも積極的に関与することによって責任を果たしていこうというのである。このような考え方を背景に国際的な概念フレームワークが設定されている。

国際財務報告基準（IFRS）が細則主義ではなく原則主義の立場を採っているのは、良く知られているところである。原則主義というのは、大ざっぱなことだけ決めておいて、後の細かなことはそれぞれが勝手にやっつけていいということでは決してない。原則主義であるからこそ各国の個別の会計基準の指針となり、それと整合性を持った基本的な考え方の基礎となる概念フレームワークの設定が必要になるのである。本来、概念フレームワークは、いわば従来の会計原則のように各国の会計実務の指針となるべき、ある意味で特段の事情がない限り、むやみに変更されてはならない統一性を持った規範的な基準として位置づけられるべきものでなければならぬはずである。しかし、現実には、この規範たるべき概念フレームワークが、その時々状況の変化によって年毎に討議資料とか公開草案という名目で改定され、必ずしもそこに統一的な方向性を見出すことが出来なくなっているのが現状である。

なぜなら、今日の有用性アプローチのもとでは、いわば、意思決定に有用であることがすべてに優先し、自分たちの利益に反する原則であるなら、その原則すら容易に変更する傾向が強く働いているように思われる。その結果、有用性に合わなくなった概念フレームワークは不要になり、時としては有害にすらなり、利害関係者のニーズに応じて朝令暮改

的に改廃する傾向が強く見られる。そのため、概念フレームワークが各国の会計基準設定の指針としての役割を果たすことが困難になり、その時々¹³⁾の有用性に影響を受けて、指針としての本来的な意義を失ってしまっているかのよう¹³⁾にすら見受けられる。このような概念フレームワークならば、不要なのではなからうか。むしろ、概念フレームワークを有用性に挿げ替えれば良いのではないかとさえ思えてならない。

片野一郎は、リトルトンの『1900年までの会計進化論』の翻訳にあたり「資本主概念 Proprietorship は複式簿記の発展上決定的な重要性を持つところの要素であった」¹³⁾と訳出したのは、既に述べた通りである。複式簿記の生成にとって最も根幹になるプロパライアターシップなる概念を「資本主概念」と訳出したのである。その結果、今日 IFRS の公開草案等で論議される受託責任なる概念は、リトルトンにおける「資本主概念」(プロパライアターシップ)やこの概念の基盤になったスチュワードシップとの関連で、会計が提供する情報に対する説明責任、すなわち新たな意味での受託責任が再び注目されるに至っている。

リトルトンのいうスチュワードシップは、複式簿記が完成する以前、すなわち取引の継続記録によって損益計算が可能になる以前の、彼の言う代理人簿記の段階で、莊園管理を委託された財産管理人が委託者の領主に報告書を作成して、説明責任のために作成した報告書によって果たす受託責任としての職域を指している。そのため、このスチュワードシップという考えは、単に受託した財産の管理保全だけではなくその管理運用にも踏み込んだ、アカウントビリティよりも広い考え方であると言える。

重要なことは、本来、会計の利益計算構造を支える複式簿記を完成させたのは、実地棚卸によって作成したピランチオの利益を継続的な記録によって作成した損益勘定で証明する行為にあったことを忘れてはならない点にある。実地棚卸による利益だけでは信頼性に欠けるため、客観的な事実にもとづく取引記録によってピランチオの利益を検証するために完成したのが複式簿記であり、資本提供者に経営の受託者が説明責任を果たすために、したがって信頼性を確保するために行われた行為が会計責任なのである。会計の原点は、この信頼性にある。

それに対して、リトルトンが複式簿記を完成させた最も重要な要因として位置づけたプロパライアターシップというのは、本来、資本の所有権、ないしは個人(ないし組合)を意味しているのは、繰り返し述べてきた通りである。資本の所有が個人ないしは組合によってなされ、その所有された資本の増減を計算し、企業の損益を計算するシステムとしての複式簿記を誕生させたということを主張するために用いられた概念である。単なる日々の取引における債権債務の備忘録(代理人簿記)が企業の総括損益を計算するシステム、すなわち複式簿記(資本主簿記)に進化していくことを特徴づけるために用いられた概念なのである。したがって、彼の主張する複式簿記の誕生にとって最も重要なプロパライアターシップなる概念は、受託責任を強調するために用いられた概念ではなく資本の所有権にも

13) Littleton [1966], p. 165. 片野訳 [1995] 255頁。

とづく損益計算の重要性を説くために用いられた概念なのである。

このプロプライエタリーシップの前段階で登場するのがステュワードシップである。したがって、ステュワードシップは、複式簿記の成立前の概念であり、これをそのまま会計の基本的な役割に位置づけるのには無理がある。リトルトンは、資本受託者が委託者に対して説明責任を果たすために誕生した代理人簿記が損益計算を行う技法としての複式簿記へと進化していく最も重要な要因がプロプライエタリーシップ、すなわち企業の所有主、したがって資本の所有権ないしは所有関係にあったことを主張している。決して、プロプライエタリーシップは、説明責任を意味している概念ではないことに留意しなければならない。その点では、ドゥ・ルーヴァが複式簿記の三つの生成要因の基軸に損益計算を誕生させた組合を位置づけているのと本質的に異なるところはない。

4. 受託責任も説明責任のための情報提供

一般に言われている受託責任会計というのは、受託者（経営者）が代理人（株主）から委託された資産や資金の保全や運用に対して説明責任を負うという意味において、すなわち委託された資金運用の結果に対して委託者に自らの受託責任を果たすために情報提供を行う行為を意味している。本来は、結果に対する会計責任であるが、説明責任を果たすための情報の提供という意味では、いわゆる情報会計と同じ役割を果たすことを目的とした会計であるともいえる。受託責任会計も情報会計とその機能において、異なった範疇に分類される概念ではない。

しかし、受託責任という考え方の根底は、今日の意味決定有用性アプローチのもとで見られる情報の利用者が要求する有用性を最優先するのではなく、明確な説明責任を伴う信頼性を基軸に据えた情報のみを提供するというのが基本である。その点では、たとえ予測が入った不確実な情報であったとしても、要求される情報であるならば是非もなく情報を提供していく意思決定有用性アプローチのもとでの情報提供と信頼性を重視した情報提供では、両者の間に、情報の質というか中身において、大きな違いがある。信頼性を基軸にすれば、客観的で誰によっても検証可能な事実情報ということになる。それに対して、有用性を重視すれば、いくらか不確実であってもこれからどうなるのかという予測を含んだ未来情報の方が単なる過去情報よりも有効になる。

受託責任会計は、提供する情報に説明責任を持つという点では、有用性を第一とする情報会計とはその提供する情報の質を異にしているのは、先述の通りである。その分岐点が取引事実にもとづく現実情報であるのか、未来の期待値をも含んだ不確実な予測情報であるのかというところにある。

管理会計が未来会計といわれていたのに対して、財務会計は、過去会計といわれてきた。その過去会計としての財務会計に未来の予測が入り始めたのが、1960年代入ってから以降のことである。資産の本質をそれまでの一般的な解釈である「企業が有する有形無形の財貨権利」から、例えばバッテリーなどの主張した将来の事象に対して変容する「サービス・ポテンシャルズ」（用益潜在能力）¹⁴⁾ とか近年とみに定着してきたIFRSのいう「発生可

能性の高い将来の経済的便益」と概念づけ、その将来キャッシュ・イン・フローをもって資産の貸借対照表価額とした頃からである。その結果、財務会計の枠組みの中に未来の予測計算が漸次組み込まれ、提供する情報の信頼性にも軋みが生じ始めた。なぜなら、予測はあくまでも予測であって、いつも現実になるわけではないからである。

事実にもとづき何時でも、何処でも、誰もが検証可能で正確な信頼できるはずであった事実情報に未来の予測情報が導入され始めた。会計情報は、意思決定に有用でなければ意味がないという大義の下で。果たして、未来情報を提供することが会計の本来的な役割なのであろうか。大きな疑問が残る。予測による未来計算は、ファイナンスの世界であって、決して財務会計の学問領域ではないからである。このような状況下で、2007年頃からAAAのもとでFASCは、単に有用性のみではなく情報における受託責任も重視し、財務報告の質的特性として、この受託責任が有用であるとの見解を示し始めた¹⁵⁾。

2007年のサブプライムに端を発し、2008年のリーマン・ショックを切っ掛けにして、FASCは、2006年の予備的見解で削除された受託責任を復活させている¹⁶⁾。冷静に考えると、提供する情報に対して、受託責任を持つというのは当然のことであり、決してそれは、情報会計と対立する概念ではないはずである。利害関係者に信頼できる有用な情報を提供するという点では、受託責任会計も情報会計も異なるところはない。両者は、同一範疇に含まれる概念である。

しかしながら、今日の意思決定有用性アプローチのもとでは、株主への有用な情報提供機能が過度に強調されてくると、要求される情報であるなら、たとえ信頼の置けない不確実な情報であっても、それを提供しようとする傾向が生じてくる。こうして、この有用性が独り歩きを始めると、投機家のニーズに応えるためという大義の下で、過去の実績ではなく、不確実な予測情報であったとしても「これからどうなるのか」という未来情報を提供しようとする傾向が顕著になってくる。このような株主とりわけ投機家のニーズ応えて提供する情報の中身を変容させていったのが、誤解を恐れずにいうならば、意思決定有用性アプローチなのである。

2010年に発表されたIASBとFASBの共同作業によるファイナルペーパーでは、信頼性は、その表現を「忠実な表現」に変えながらも、まだその実質的な姿をとどめていた。しかし、FASBは、2015年のIASBの公開草案とは共同歩調を見送り、有用性の足かせになると判断してか、信頼性（忠実な表現）の復活には慎重な姿勢を示したといえる。予測を重視する結果、予測が外れた時、予測を現実に修正するのではなく、現実を予測に合わせるといふ、あってはならない方向に動き出す。虚偽報告（粉飾）である。まさしく、行き過ぎた有用性アプローチの弊害である。重要なことは、目先の有用性に惑わされず、会計誕生の原点である信頼される正確な損益計算に立ち戻ることである。正確な利益情報を提供して初めて、その情報が有用になる。情報の有用性が担保されるのである。予測による

14) Vatter [1947], p. 17.

15) 岩崎 [2015] 71-73頁。

16) AAA [2007], p. 231.

当て物の情報が有用になるはずがない。

あらゆるデータを尽くし、如何に厳密かつ緻密に計算したとしても、予測は所詮予測である。現実には、決していつも予測通りに歩いていってくれるわけではない。想定外の事態が生じるのが現実である。その意味で、リトルトン流に言えば、複式簿記生成の前段階である経営受託制度における説明責任を思い起こし、信頼できる情報の提供に再度重点を置くことが今日の会計の極めて重要な課題になるのではなかろうか。

5. 情報の信頼性と有用性

会計の利益計算構造を支える複式簿記は、元来、組合の出現によって組合員相互間での利益分配の必要性から、実地棚卸によるピランチオの利益を継続的な記録、すなわち複式簿記にもとづく集合損益勘定の利益で検証することによって完成した。日々の帳簿への継続記録は、現実には市場で取引される実際の価格にもとづいて行われる。したがって、現実の取引にもとづく正確な記録であるという点において、事実性ないしは客観性が担保され、実際の取引として帳簿に記録することによって検証可能性ないしは透明性が確保される。この両者に支えられた信頼性にもとづく損益計算こそが会計の根幹であると同時に、最大の役割なのである。その意味で、会計は、提供する利益情報に対して会計責任を負い、経営執行人は、資本提供者に受託責任を負っているということになる。経営者は、単に要求される情報を株主に提供するという情報の有用性を志向するだけでなく、提供する情報に対して受託責任を果たすためにも、会計責任の持てる事実にもとづく正確で信頼できる情報を提供することが大前提になる。すなわち、情報の信頼性である。提供する情報に操作や非対称性があってはならない。

1960年代頃より徐々に有用な情報提供機能が強調され、会計の役割が大きく変容してくる。しかも、今日の意味決定有用性アプローチのもとでは、情報の中身が価格計算（会計学）から価値計算（経済学）へ、あるいは事実計算から期待計算へと変容させる状況を生み出すに至った。この点について、われわれは「会計は富の質的面を重視するものではない。……より正確にいうならば、会計の対象は価値（すなわち富の質的側面）というよりは価格（すなわち富の数量的側面）であるということが出来る」¹⁷⁾というリトルトンの言葉を思い起こすことが大切である。

投資意思決定にとって有用な情報とは、過去にいくらで購入したかではなく、今手放すといくらで売却できるか、すなわち資産の現在価値、極論すれば清算価値について教えてくれる情報なのだと言う。^{スベキエレーク}投機家の関心は、現在所有している資産の取得原価ではなく、今現在の時価すなわち公正価値にある。提供する情報の中身である企業利益が市場において実際に取引される価格で測定されるのか、あるいはその資産がもたらす将来の経済的便益によって測定されるのかの違いである。前者は会計学上の価格であり、後者は経済学上（ファイナンス）の価値である。重要なことは、会計学と経済学の違いを認識することで

17) Littleton [1967], p. 9. 大塚訳 [1966] 15頁。

ある。現実には、いくら価値があるものでも売却してその代金が手に入らなければ、企業は生きてはいけないのである。会計学と経済学の両者の利益ないしは価値に対する考え方には、大きな隔りがある。

国際会計基準の導入によって、会計にとって重要な情報が伝統的な会計上の実現利益（当期純利益）情報ではなく、ある瞬間の未実現利益をも含めた企業価値（包括利益）情報の方がより好ましいとする考え方にシフトしてきた。しかし、繰り返しになるが、会計学にとって重要なのは、価値ではなく価格なのである。いくらそのものに価値があったとしても、売れなければ、売ってその代金を回収できなければ絵に描いた餅に過ぎない。絵に描いた餅では、従業員に給料を支払うこともできなければ、支払期限が来た手形を落とすこともできない。会計にとって重要な情報は、未実現利益を含んだ包括利益情報ではなく、あくまでも現実に食べることのできる実現利益、すなわち当期純利益情報である。このことを忘れてはならない。会計における「実現」概念の意義を再認識すべき時が来ているのではなからうか。

少し脇道にそれるが、今日、当期純利益に代わって意思決定に有用な情報の中心に置かれている、公正価値^{フェア・バリュー}について考えてみることにする。この公正価値という考えは、2006年9月に発表されたアメリカ財務会計基準書（SFAS）第15号の Paragraph 5 では、「測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却によって受け取った、あるいは負債の支払いや移転のために支払った金額」とであると定義されている。わが国では、一般的に時価（出口価値ないしは出口価格）を指している。アメリカ財務会計概念書（SFAC）あるいは SFAS や国際財務報告基準（一般的には国際会計基準：IFRS）の規定によると、資産の価値を測定する公正な物差し（測定属性）は、時価ということになる。公正な価値で測定することに異存のある者は、誰もいない。

しかし、一体誰が公正な価値を時価と決めたのであろうか。この最も肝心な問題を掘り下げて論ずることなく、公正な価値が時価であるということを所与のものとして決めてしまっているところにこそ、今日の測定問題の大きな落とし穴があるように思われてならない。重要なのは、公正な価値の具体的な測定属性を何に求めるかにある。経済学の実分野であれば、「公正な価値で測定する」で終わっても問題がないかもしれない。しかし、会計の実分野では、公正な価値を測る具体的な物差し、すなわち測定基準を明確にしなければ、当該資産の価値を具体的に貸借対照表の価格として決めることができないのである。

会計学にとって何よりも重要なのは、経済学にはいかに価値のある資産であっても、その資産が現実に売却され、その対価を受け取ることができるか否かにかかっている。如何に将来キャッシュ・フローが期待されるといったとしても、現実に将来においてその期待されるキャッシュ・フローが手に入る保証はない。経済学なら抽象的な価値の世界で片付くかも知れないが、会計学は具体的な価格の世界である。しかも、市場において、その価格で実際に取引されなければ意味がない。会計上の利益を測定するにあたって、実現という概念が最も重要なキーワードになる理由がここにある。有用性ばかりが強調され、実際に実現して初めて手に入れることのできる信頼性が置き去りにされる情報であるなら、

どんな情報であっても、それが会計情報として意味を持つ情報にはなり得ないのである。

19世紀を迎えると多くの近代的な株式会社が鉄道業や製鉄、石炭業を中心に相次いで設立されてくる。それに伴って、資本の所有関係が個人から組合を経て、やがて株式会社における株主と経営者の関係にその姿を変えていく。その過程で、財務諸表の作成にあたり、資本調達のために株主の投資意思決定にとってに有用な情報の提供が強調されるに至る。その結果、会計の成立以来の主要な役割であった損益計算機能の重要性への認識が後退し、情報提供機能が前面に押し出されてくる。

今日の意味決定有用性アプローチのもとでは、情報の有用性ばかりに焦点が当てられ、ともすれば、肝心の損益計算が忘れがちになる。しかし、会計にとっての根源的な役割は、企業の総括損益の計算である。情報提供というのは、現実の取引にもとづく継続的な記録によって求められた客観的な信頼できる利益情報の提供を指している。

先ず初めにあるのは、損益計算である。その後で、算出された損益を利害関係者に提供する。その意味では、「初めに損益計算ありき」である。そこで出される損益情報である。したがって、情報提供は、あくまでも2次的な役割になる。ただ、重要なことは、提供する損益の中身というか質が、信頼性と有用性の狭間で、大きく揺れ動いているところにある。提供すべき情報は、一体、価格情報（実現利益情報＝会計学）なのかそれとも価値情報（企業価値情報＝経済学）なのか。

6. 会計の役割は損益計算

すでに冒頭で述べたところであるが、会計の役割として、古くは管理計算と価値計算が、後に利害調整と情報提供が、近年では受託責任と情報提供の二つがあげられ、どちらが主要な役割なのかが論議されている。しかし、受託責任機能も受託者（経営者）が委託者（株主）に説明責任を果たすための情報を提供するという点では情報提供機能と同じ役割を果たしていることになる。ただ、提供する情報に説明責任、ないしは受託責任を持つことに優先順位を置くのか、有用であることを第一とするのかによって、両者に違いが生じるだけで、何れも情報の提供という点では同じ役割を果たしていると言える。それ故、機能的には、会計の役割は、受託責任機能と情報提供機能に分けられるのではなく、①損益計算機能と②情報提供機能の二つに分類するのが妥当である。その情報提供機能における情報がしっかりと受託責任の持てる情報であるのか、予測が含まれるが投資意思決定に有用な情報であるのかによって、さらに④信頼性基軸情報と⑤有用性基軸情報に分類される（図表1）。

しかし、今日の意味決定有用性アプローチのもとでは、株主への有用な情報提供機能が過度に強調され、その結果、有用性が独り歩きを始めているのもまた紛れもない事実である。投機家のニーズに応えるためには、過去の実績ではなくたとえ不確実な予測情報であったとしても、彼らの要求する「昨日ではなく、明日はどうなるのか？」という未来情報の提供を重視するに至った。その結果、予測が外れた時、粉飾というリスクが発生する。まさしく、行き過ぎた有用性アプローチの弊害である。

本来、会計の役割は、取引事実にもとづく信頼される情報の提供であり、決してどう転ぶかわからない未来の期待値を提供するではなかったはずである。直近の有用性に惑わされず、会計誕生の原点である信頼される正確な利益計算に立ち戻ることが何よりも肝要なのではなかろうか。信頼できる情報であるが由に、将来の意思決定にとっても有用な情報になるのである。その意味で、信頼できる情報の提供に重点を置くことに再度思いを馳せることが重要である。

会計の第一義的な役割は、あくまでも損益計算にある。この提供する損益をどのような損益にするかによって、情報の中身が二分される。すなわち、その重点を信頼性に置くのか有用性に置くのかによって異なってくるのである。

このように、会計の役割には、まず第一に損益計算機能があり、次いで、獲得した損益を利害関係者に知らせる情報提供機能の二つがある。提供する情報の重点を信頼性に置くのか有用性に置くのかによって、情報提供機能は、図表1で示したように、さらに信頼性基軸情報と有用性基軸情報の二つに分類される。受託責任機能というのは、ここで言う信頼性を基軸に据えた情報の提供機能を指していることになる。更に踏み込んで考えれば、信頼できる情報であるからこそ有用になる。もっともらしい数字によって武装された甘い蜜の香りを漂わす情報に真の有用性があるとは、決して思えない。

会計の提供する情報の中身は、企業活動の結果によって得られた現実値か、あるいは得られるであろう期待値かによって二分されている。前者の信頼性基軸情報は、その情報が事実にもとづく結果によって算定された数値であるため、検証可能であり、客観性や信頼性が担保された情報と言うことができる。それに対して、後者の有用性基軸情報は、これからどうなるかという予測にもとづく未来情報による期待値である。そのため、未来情報は、アナリストや将来株主のニーズを満たすものであったとしても、その客観性や信頼性に根本的な弱点を有している。例え不確実な数値であったとしても、株主の期待が過去の数値ではなく将来の見通しを表した数値であれば、その期待に応える情報を提供することこそが会計の本来的な役割であるとするのが意思決定有用性アプローチの基本である。会計学というフィールドの中では、果たしてどちらの考えが理に適っているのだろうか。

情報の有用性が強調されてくると、提供する情報の中身が純利益から企業価値、すなわち企業が将来に生み出すであろうキャッシュ・イン・フローを現在価値に割り引いた数値に変容してくる。意思決定に有用なのは、過去の実績ではなく将来の可能性である。この要求に応えるのが過去の実績を示した純利益情報ではなく、明日には獲得できるであろう将来キャッシュ・イン・フローを想定した包括利益情報であると主張する。包括利益は、公正価値によって求められるため、包括利益計算は、企業価値計算と考え方の基軸を同じにしている。

企業価値は、ある特定の時点の清算価値と等しくなり、清算価値計算は、会計が会計として成立するための基礎的な前提であるゴーイング・コンサーンを否定することにもなりかねない。企業価値計算（清算価値計算）を目的とする計算構造が果たして会計の計算構造の枠組みの中に採り入れられてよいものであろうか。もし採り入れるならば、もはや会

計の稜線を踏み外したことになる。企業価値計算は、本来、ファイナンスの領域の問題である。割引現在価値評価を含む公正価値会計は、客観的で信頼できる情報を提供してきたが故に800年もの長きにわたり継承されてきた会計の枠組みから大きく踏み外していると言わざるを得ない。会計情報と経済（ファイナンス）情報は、別物なのである。

リトルトンが考えた複式簿記の完成へのプロセスは、初期の会計を単なる債権債務の備忘録と位置づけ、やがてこの記録が物財勘定や主人（資本主）勘定の出現を生み出し、二重記入による損益計算を中心とする資本主関係を成立させる。この主人（事業主、後に株主）と代理人（経営者）の勘定（代理人簿記）がやがて資本（主）勘定を生み出し、資本が生産的商業資本と結びついて勘定記入を深めていく。これが複式簿記である。しかし、受託責任会計も代理人への情報提供という点では、情報会計の中に含まれるのは言うまでもない。複式簿記を成立させた根源は、代理人簿記ではなく、組合員相互間での利益分配にあったことを今一度思い起こして欲しい。会計の役割は、投機家のニーズに応えるために、予測を加えた未来情報を提供することではない。どこかで歯車が食い違い、有用性が何よりも重要であるという錯覚に陥ってしまっているのではなかろうか。

有用性の行き着く先には、予測が外れた時、現実を予測に合わせるといったまったく正反対のあってはならない落とし穴が待ち受けている。粉飾（虚偽報告）である。正確で信頼できる損益計算こそが会計の第一義的な役割なのに。今日の会計における不協和音の原点は、ここにある。情報提供機能というのは、この誰に対しても説明責任の持てる客観的で信頼の持てる企業成果、すなわち実現利益情報を提供することなのである。

おわりに

本来、財務会計は過去会計である。しかし、意思決定に有用な情報を提供するという役割が強調されてくると、従来までのように、単にこれまでに獲得した成果の報告に止まらず、将来にわたってどれだけのキャッシュ・イン・フローをもたらすことができるかといった情報により多くの関心が寄せられてくる。事実にもとづく客観的で信頼できる情報よりも将来どれだけの利益をもたらすことができるかという予測情報が要求される。その結果、取引事実による客観性と検証可能性によって信頼を勝ち取ってきた会計に予測による不確実性が混入され、会計の本質が変質させられてしまったのではなかろうか。大切なことは、美味しそうにカモフラージュされた絵に画いた餅に惑わされないことである。意思決定有用性が闊歩している現状の下で、複式簿記の生成以前の荘園会計の段階で用いられていた受託責任という考え方を今一度会計の役割として見直すことも必要なのであろう。

会計にとって最も重要なのは、有用性ではなく信頼性である。この信頼性を蚊帳の外に置いて、ただひたすらに有用性を追い続けていくなれば、もはやそれは、会計とは言えなくなる。会計の役割は、客観的で誰によっても検証できる信頼のおける利益を計算し、その情報を利害関係者に提供することにある。その意味では、複式簿記の生成以前の荘園会計の段階で用いられ、近年 IASB や ASBJ で改めて取り上げられている受託責任^{スチュワードシップ}という考え方を今一度見直すことが重要である。

このような観点に立って機能的な整理を行うならば、会計の役割は、損益計算機能と情報提供機能の二つに分けられ、この情報提供機能が情報の重点を信頼性に置くか有用性に置くかによって、さらに信頼性基軸情報機能と有用性基軸情報機能に分類される（図表1）。決して、受託責任機能と情報提供機能が並存しているわけではない。有用性、有用性と機能論ばかりで考えていくと、最も肝心な本質を見誤ってしまう危険が生じてくる。重要なのは、機能論と本質論を混同しないことである。

【参考文献】

1. AAA [1957], "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision", *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4.
2. ——— [1966], *A Statement of Basic Accounting Theory*, Illinois. 飯野利夫訳 [1969], 『アメリカ会計学会基礎的会計理論』国元書房。
3. ——— [2007], "The FASC's Conceptual Framework for Financial Reporting, A Critical Analysis", *Accounting Horizons*, Vol. 21 No. 2, June.
4. Alvaro, Martinelli [1974], *The Origination and Evolution of Double Entry Bookkeeping to 1440*, Part 1 and Part 2, Denton.
5. Barth, Mary [2006], "Including Estimates of the Future in Today's Financial Statements", BIS Working Paper, No. 208, August.
6. Bromwich, Michael [1985], *The Economics of Accounting Standard Setting*, Prentice Hall.
10. ——— [2007], "Fair Values: Imaginary Prices and Mystical Markets. A Clarificatory Review", in Walton, Peter ed., *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, New York.
11. Bywater, M. F. and B. S. Yamey [1982], *Historic Accounting Literature: a companion guide*, Yushodo.
12. Chatfield, Michael [1974], *A History of Accounting Thought*, Illinois. 津田正晃, 加藤順介共訳 [1978] 『チャットフィールド会計思想史』文真堂。
13. De Roover, Reymond [1956], "The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli According to The Account-books of Medieval Merchants", in Littleton, A. C. and B. S. Yamey eds., *Studies in the History of Accounting*, New York.
14. ——— [1974], *Business, Banking, and Economic Thought*, Chicago & London.
15. Dhaliwal, Dan, K. R. Subramanyam and Robert Trezevant [1999], "Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, Nos. 1-3.
16. Edey, H. C. and Prot Panitpakdi [1956], "British Company Accounting and The Law 1844-1900", in Littleton, A. C. and B. S. Yamey eds. [1956], *Studies in The History of Accounting*, London.
17. FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, USA. 津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。

18. ——— [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts*, No. 2 “Qualitative Characteristics of Accounting Information”. 平松一夫, 広瀬義州共訳 [1994] 『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』中央経済社。
19. ——— [2000], *Statement of Financial Accounting Concepts*, No. 7 “Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements”.
20. IASB [2006], “Framework for the Preparation Presentation of Financial Statements”, par. 82. 企業会計審議委員会 [2006], 「財務諸表における認識と測定」23頁。
21. ——— [2010a], Chapter 3, FQC4. 翻訳 [2011] 『国際財務報告基準 (IFRSs)』雄松堂。
22. ——— [2010b] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
23. ICAEW [1975], *Historical Accounting Literature*, London.
24. Littleton, A. C. [1966], *Accounting Evolution to 1900*, 2nd ed. (1st ed. 1933), New York. 片野一郎訳 [1978] 『リトルトン会計発達史 [増補版]』同文館出版, (初版昭和27年)。
25. ——— [1967], *Structure of Accounting Theory*, 7th ed. (1st ed. 1953), Illinois. 大塚俊郎訳 [1955] 『会計理論の構造』[第4刷] 東洋経済新報社, (初刷1950年)。
26. McMurry, Karl F. [1923], *Manual for Teachers of Bookkeeping*, Boston.
27. Macvie, Richard H. [2014], “Fair Value vs conservatism? Aspects of the history of accounting, auditing, business and finance from ancient Mesopotamia to modern China”, *The British Accounting Review*, No. XXX.
28. Mephram, Michael [1988], *Accounting in Eighteenth Century Scotland*, New York & London.
29. Monteage, Stephen [1682], *Debtor and Creditor made Easie: or A Short Balance of the whole Leidger*, 2nd ed., London.
30. Monti-Belkaoui, Janice and Ahmend Riahi-Belkaoui [1996], *Fairness in Accounting*, London.
31. Moss, Michael [1984], “Forgotten Ledgers, Law and The Business Historian: Gleanings from The Adam Smith Business Records Collection”, *Archives*, Vol. 1, No. 72.
32. Paton, W. A. [1922], *Accounting Theory: with Special Reference to the Corporate Enterprise*, New York.
33. Parker, R. H. and B. S. Yamey eds. [1994], *Accounting History: Some British Contributions*, Oxford.
34. Parks, Tim [2006], *Medici Money: Banking, Metaphysics and Art in Fifteenth-Century Florence*, London. 北代美和子訳 [2007] 『メディチ・マネー：ルネサンス芸術を生んだ金融ビジネス』白水社。
35. Plantin, Guillaume, Haresh Sapra and Hyun Song Shin [2004], *Fair Value Reporting Standards and Market Volatility*, Working Paper, Carnegie Mellon University, University of Chicago and LSE, October, 2.
36. ——— [2007] “Marking-to-Market: Panacea or Pandora’s Box?”, *LBS*, Univ. of Chicago and Princeton Univ.
37. Soll, Jacob [2014], *Financial Accountability and the Rise and Fall of Nations*, US. 村井章子訳 [2014] 『帳簿の世界史』文藝春秋。
38. Watanabe, Izumi ed. [2014], *Fair Value Accounting in Historical Perspective*, Moriyama. 渡邊泉編著 [2013] 『歴史から見る公正価値会計』森山書店。
39. Yamey, B. S. [1978], *Essays on the History of Accounting*, New York.

40. ——— [1982], *A Further Essays on the History of Accounting*, New York & London.
41. Yamey, B. S., H. C. Edey and H. W. Thomson [1963], *Accounting in England and Scotland: 1543-1800*, London.
1. 安藤英義 [2010] 「簿記の財務会計化と『資本』衰退への危惧」『会計』第177巻第6号。
2. ——— [2012] 「会計史研究と現代会計」『会計史学会年報』第31号。
3. 石川純治 [2011] 『複式簿記のサイエンス』税務経理協会。
4. 泉谷勝美 [1980] 『複式簿記生成史論』森山書店。
5. ——— [1997] 『スンマへの経』森山書店。
6. 入不二基義 [2008] 『時間は実在するか』講談社現代新書。
7. 岩崎 勇 [2015] 「IFRS の概念フレームワークについて—AAA の FASC の見解を中心に—」『経済学研究』第81巻第5・6合併号。
8. 岩田 巖 [1955] 「(遺稿) 二つの簿記学—決算中心の簿記と会計管理のための簿記—」『産業経理』第15巻第2号。
9. ——— [1969] 『利潤計算原理』第6刷(初版1956年), 同文館。
10. 上野清貴 [2014] 『会計測定思想史と論理』中央経済社。
11. 小栗崇資 [2014] 『株式会社会計の基本構造』中央経済社。
12. 大日方 隆編著 [2012] 『会計基準の原点』中央経済社。
13. 片岡義雄 [1967] 『増訂パチョーリ「簿記論」の研究 [第二版]』森山書店。
14. 栢田龍三 [2013] 「会計における二重の受託責任概念(目的)について」『大分大学経済論集』第65巻第2号。
15. 岸 悦三 [1975] 『会計生成史—フランス商事王令会計規定研究—』同文館出版。
16. 小島男佐夫 [1971] 『英国簿記発達史』森山書店。
17. 斎藤静樹 [2012] 「会計基準と基準研究のあり方—整合性・有用性・規範性」, 大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社。
18. 斎藤静樹編著 [2002] 『会計基準の基礎概念』中央経済社。
19. ——— [2007] 『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
20. 齋藤寛海 [2002] 『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館。
21. 清水廣一郎 [1982] 『中世イタリア商人の世界』平凡社。
22. 高寺貞男 [1988] 『可能性の会計学』三嶺書房。
23. ——— [2002] 『会計と市場』昭和堂。
24. ——— [2005] 「公正価値会計は株主価値を測定するためには不必要である」『大阪経大論集』第56巻第2号。
25. ——— [2006] 「利益保守主義の長所を再考する」『大阪経大論集』第57巻第5号。
26. ——— [2008] 「市場の不完全さと市場価値会計の適用限界」『大阪経大論集』第59巻第2号。
27. 田中章義 [2010] 「アメリカ会計学会の反省と教訓—実証会計学をめぐる問題—」『会計』第178巻第1号。
28. 玉木俊明 [2009] 『近代ヨーロッパの誕生—オランダからイギリスへ—』講談社選書。
29. 角ヶ谷典幸 [2009] 『割引現在価値会計』森山書店。
30. 津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。

31. 中島道義 [2007] 『「時間を」哲学する 過去はどこへ行ったのか』講談社現代新書。
32. 平松一夫編著 [2007] 『国際財務報告論—会計基準の収斂と新たな展開—』中央経済社。
33. 山田康裕 [1999] 「包括利益にかかる連携問題」『会計史学会年報』第18号。
34. 渡邊 泉 [1983] 『損益計算史論』森山書店。
35. ——— [1993] 『決算会計史論』森山書店。
36. ——— [2005] 『損益計算の進化』森山書店。
37. ——— [2008a] 『歴史から学ぶ会計』同文館出版。
38. ——— [2008b] 「現代会計の落とし穴—歴史からみる会計の本質—」『会計史学会年報』第27号。
39. ——— [2009] 「会計目的のパラドクス—信頼性と有用性の狭間—」『會計』第175巻第5号。
40. ——— [2010] 「取得原価主義会計と公正価値—市場原価による測定的位置づけ—」『會計』第178巻第3号。
41. ——— [2012] 『行き過ぎた有用性アプローチへの歴史からの警鐘』大阪経済大学ワーキングペーパー, No. 2012-1, April。
42. ——— [2014] 『会計の歴史探訪』同文館出版。

(付記) 本論文は、科学研究費助成事業補助金、基盤研究C（課題番号26380631）による研究成果の1部である。